

平成 3 0 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

木津川市監査委員



1 木 監 第 2 3 号
令和元年8月19日

木津川市長 河 井 規 子 様

木津川市監査委員 西 井 正
同 伊 藤 紀 味 枝

平成30年度木津川市決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判
断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書
類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目 次

平成30年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1. 審査の対象	1
第2. 審査の期日	1
第3. 審査の方法	1
第4. 審査の結果	1
1. 健全化判断比率	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	6
2. 平成29年度決算数値における他の都市との比較	7
3. 審査意見	8

平成30年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象	9
第2. 審査の期日	9
第3. 審査の方法	9
第4. 審査の結果	9
1. 資金不足比率	10
(1) 水道事業会計	10
(2) 公共下水道事業会計	11
2. 審査意見	12

参考) 算定対象会計	13
------------	----

平成30年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1. 審査の対象

(1) 平成30年度 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

(2) (1) の算定の基礎となる書類

第2. 審査の期日

令和元年7月16日から令和元年8月2日まで

第3. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	平成30年度	早期健全化基準	平成29年度
実質赤字比率	—	12.64	—
連結実質赤字比率	—	17.64	—
実質公債費比率 (3カ年平均)	9.6	25.0	10.3
将来負担比率	35.1	350.0	33.2

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値となり「—」で表示される。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成30年度決算における実質収支額は、3億1,253万7千円の黒字となっており、比率は負の値となり「—」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 312,537}{\text{標準財政規模} \quad 17,117,064}$$

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	312,537
	一般会計等に 属する特別会計	—
		—
小 計		312,537
標準財政規模		17,117,064
実質赤字比率 (%)		△1.82

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成30年度決算における連結実質収支額は、33億7,768万5千円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 3, 377, 685}{\text{標準財政規模} \quad 17, 117, 064}$$

会 計 名		実質収支額	
公営企業に 係る特別会計 以外の会計	一般会計等以外の 特別会計のうち	国民健康保険特別会計	156,789
		介護保険特別会計	132,228
		後期高齢者医療特別会計	17,743
		駐車場整備事業	0

会 計 名		資金不足・剰余額	
企業 法適用	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,727,850
		公共下水道事業会計	30,538
	宅地造成事業	—	—

会 計 名		資金不足・剰余額
企業 法非適用	宅地造成事業以外	—
	宅地造成事業	—

合 計	3,377,685
標準財政規模	17,117,064
連結実質赤字比率 (%)	△19.73

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（平成28年度から平成30年度の3カ年平均）で表したものである。

本市の平成30年度決算における実質公債費比率は9.6%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ、0.7ポイント好転している。また、単年度においても8.9%となり、前年度（9.3%）より0.4ポイント好転した。

実質公債比率については、分母となる標準財政規模が大幅に増加したこと等、好転要因が悪化要因を上回ったため、最終的に前年度と比べて比率が好転するに至ったものである。

(主な好転要因)

- ① 城山台小学校の校舎建設に係る立替金償還金が減少したことにより、債務負担行為関連元利償還金に係る一般財源負担額が減少したことによる。
- ② 山城病院組合の繰出基準の見直し等により、一部事務組合等に係る準元利償還金が減少したことによる。
- ③ 標準税収入額の増額により、標準財政規模が増加したことによる。

(主な悪化要因)

- ① 平成30年度に元金償還開始となった市債の償還額が平成29年度に償還終了となった市債の償還額を上回ったことによる。
- ② 相楽中部消防組合において平成27年度債の元金償還が開始されたことにより、負担額が増加したことによる。
- ③ 平成27年度同意 防災行政無線整備事業他2事業に係る緊急防災・減災事業債の元金償還開始に伴い、地方債償還額が増加したことによる。
- ④ 平成27年度同意 府営基幹農道整備事業他3事業に係る公共事業等債の元金償還開始に伴い、地方債償還額が増加したことによる。

(単位：千円)

	〔 地方債の 元利償還金 + 準元利償還金 〕	—	〔 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 〕
平成28年度	(2,828,322 + 1,551,395)	—	(451,000 + 2,369,217)
平成29年度	(2,716,011 + 1,646,250)	—	(606,582 + 2,400,796)
平成30年度	(2,744,079 + 2,348,985)	—	(1,359,224 + 2,424,541)

	標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額)	—	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
平成28年度	16,805,632 (928,928)	—	2,369,217
平成29年度	16,918,160 (992,310)	—	2,400,796
平成30年度	17,117,064 (1,046,273)	—	2,424,541

実質公債費比率	平成28年度	10.80254
= (単年度)	平成29年度	9.33284
	平成30年度	8.91133

実質公債費比率 (単位：%)

(3カ年平均) 9.6

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成30年度決算における将来負担比率は35.1%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度（33.2%）と比べ1.9ポイント悪化している。

将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が増加する等、悪化要因が好転要因を上回ったため、最終的に前年度と比べて比率が悪化するに至ったものである。

(主な悪化要因)

- ① 市内小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業（以下「PFI事業」という。）や（仮称）新学校給食センター整備事業などの実施のため、年度中の元金償還額を上回る地方債を新たに借り入れたことに伴い、地方債の現在高が増加したことによる。
- ② PFI事業の完了により、債務負担行為に基づく支出予定額が増加したことによる。
- ③ 充当可能都市計画税や充当可能基金が減少したことにより、充当可能財源等が大幅に減少したことによる。

(主な好転要因)

- ① 標準財政規模が増額したことによる。
- ② 市債の繰上償還により、地方債の現在高の増加を抑制したことによる。
- ③ 兜台保育園園舎等建築事業の繰上償還に伴い、償還が終了したことによる。
- ④ 木津中学校校舎等増改築事業・城山台小学校用地取得事業の償還進行に伴い、従前からの支出額が減少したことによる。
- ⑤ 下水道事業において地方債残高の減少や算入割合の低下により、公営企業債等繰入見込額が減少したことによる。
- ⑥ 一部事務組合等で地方債残高が減少したことにより、組合負担等見込額が減少したことによる。

(単位：千円)

地方債現在高 (一般会計が 実質的に負担 するもの)	+	債務負担行為 (五省協定や 依頼土地の買 戻しに係るも の等) に基づ く支出予定額	+	退職手当支給 予定額のうち 一般会計の負 担見込額	+	公営企業債の繰 入見込額や一部 事務組合の起債 償還に係る普通 会計の負担見込 額等	+	連結実質 赤字額	-	充当可能基金額、 地方債現在高等 に係る交付税算 入見込額等
32,824,212	+	2,716,095	+	3,076,410	+	9,618,103	+	0	-	43,065,151

標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額) — 元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額

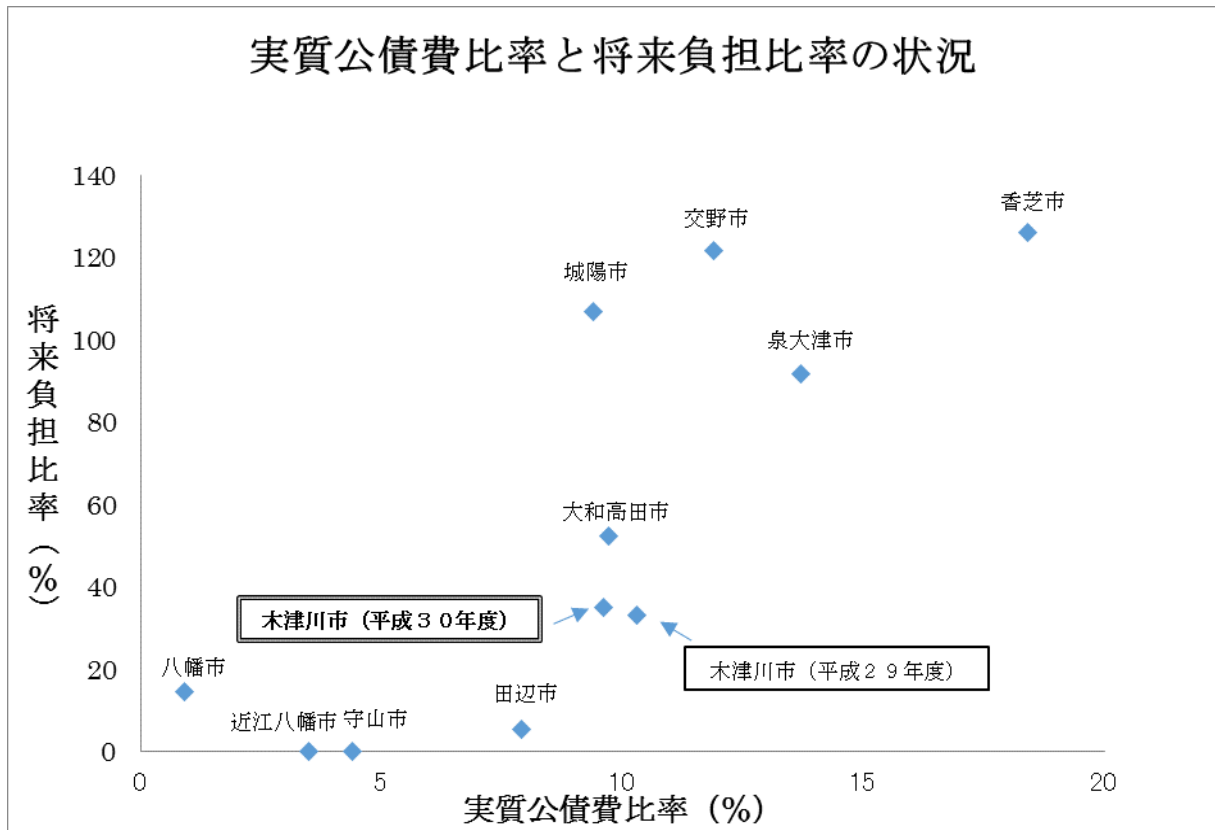
17,117,064 (1,064,273) — 2,424,541

(単位：%)

= 将来負担比率 35.1

2. 平成29年度決算数値における他の都市との比較

4指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



	都市	人口 (人)	標準財政規模 (千円)	実質赤字 比率 (%)	連結実質赤字 比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担比率 (%)	備考
京都府	木津川市	77,113	17,117,064	—	—	9.6	35.1	平成30年度データ
京都府	木津川市	76,300	16,918,160	—	—	10.3	33.2	平成29年度データ
京都府	八幡市	71,745	14,580,912	—	—	0.9	14.4	平成29年度データ
京都府	城陽市	77,016	15,320,213	—	—	9.4	106.7	平成29年度データ
大阪府	泉大津市	75,271	16,569,350	—	—	13.7	91.8	平成29年度データ
大阪府	交野市	77,899	14,418,174	—	—	11.9	121.6	平成29年度データ
滋賀県	守山市	82,705	16,310,749	—	—	4.4	—	平成29年度データ
滋賀県	近江八幡市	82,267	17,842,679	—	—	3.5	—	平成29年度データ
奈良県	大和高田市	65,905	14,693,380	—	—	9.7	52.2	平成29年度データ
奈良県	香芝市	79,339	14,811,095	—	—	18.4	126.0	平成29年度データ
和歌山県	田辺市	75,414	23,531,849	—	—	7.9	5.5	平成29年度データ

※平成30年度木津川市データにおける人口は、平成30年12月1末日木津川市人口による。

※木津川市を含む平成29年度データについては、平成29年度総務省市町村決算カードによる。

3. 審査意見

平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率については前年度と比べて改善したものの、将来負担比率が前年度と比べて悪化した。また、一般会計や連結対象となる各会計に赤字が発生していないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに算定されない結果となった。しかしながら、今後も大きな公債費負担、将来負担の発生が見込まれており、また、一般会計においても新たな起債による地方債残高の増などの悪化要因があることから、引き続き注意する必要がある。

あわせて、平成28年度から普通交付税の合併算定替特例措置の逡減が始まっており、令和2年度限りで同特例措置が終了することから、これらの負担はますます重くなり、また将来的には高齢化が進展し、医療・福祉関連費用の増加が懸念されるなど、先行きは楽観できない状況にある。

このような本市特有の状況を考えると、市民に対して財政状況を積極的に公表しつつ、財源の確保のために、公平性の担保において重要である市税等の債権につき関係法令に基づき、適切な管理と徴収の徹底を図ることが不可欠である。また、適正な基金の積立を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化及び施設総量の適正化によるコスト削減を図るなど、将来世代の負担を軽減するためにも、身の丈に合った行政サービスやインフラ整備の実施が求められている。

限られた財源の適切な配分の下、住民サービスの維持に努力しつつも、全ての事務事業について経費節減を行い、社会情勢及び費用対効果を十分考慮しながら、更なる行財政改革に努められたい。

平成30年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象

(1) 平成30年度 資金不足比率

対象となる会計

- ・水道事業会計
- ・公共下水道事業会計

(2) (1) の算定の基礎となる書類

第2. 審査の期日

令和元年7月16日から令和元年8月2日まで

第3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1. 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	会計名	平成30年度	経営健全化基準	平成29年度
法適用	水道事業会計	—	20.0	—
	公共下水道事業会計	—		—

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示される。

(1) 水道事業会計

平成30年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,727,850

事業の規模
1,113,685

(単位：%)

= 資金不足比率

(2) 公共下水道事業会計

平成30年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△30,538

事業の規模
798,943

(単位：%)

= 資金不足比率

2. 審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は財政調整基金1億円（税込）の繰入れを行っている。繰入額は前年度より減少したものの、実質は赤字経営が続いているのが実態である。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

水道事業の健全性と安定性を追求し、有収率の向上とさらなるコスト削減に取り組み、事業目的である安全で安心な水を安定的に供給できるように、引き続き経営基盤の強化に努められたい。

公共下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、本市の下水道事業会計は、下水道使用料以外にも多額の企業債や一般会計からの繰入金に依存する財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられる。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

公共水域の水質保全を図る本来の事業目的を達成しつつ、事業の効率性と合理性を追求し、より一層の経費削減や収入確保に取り組むことにより、安定的な経営基盤の確立に努められたい。

参考) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表			対象となる範囲		
連結対象など		市関連会計等名			
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	
		【該当会計無し】			
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 駐車場整備事業(想定企業)			
公営企業会計	法適	水道事業会計 公共下水道事業会計		実質公債比率	
一部事務 組合・	法適	山城病院組合(病院) 山城病院組合(老健)		資金不足比率 ※1	
広域連合	公営企業 以外の 会計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 相楽郡西部塵埃処理組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構		将来負担比率	
地方独立行政法人		【該当法人無し】			
地方道路公社		【該当公社無し】			
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社			
第3セクター等		法人 設立	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団		出資団体について(※2)
			出資法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業総合支援センター 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金 大阪湾広域臨海環境整備センター (株)新都市ライフホールディングス 地方公共団体金融機構	
		財産区		加茂笠置組合(一部事務組合) 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計	

※1 山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表(市の資金不足比率対象外)。

※2 出資団体が所有する債務を保証する契約が無い場合、将来負担比率の対象外。

※3 財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。